

# 一二世紀イングランドにおける御料林行政

—予備的考察—

遠山 茂樹

## はじめに

かつて筆者は、ジョン王の獵獸捕獲に関連して一二世紀エセクスの御料林の一側面をさぐってみた<sup>[1]</sup>。その際、一二世紀における同御料林行政については若干触れたが、それ以前のことに関する未検討のままであった。本稿の目的のひとつは、この間隙をいささかなりとも埋めることにある。具体的には、一二世紀のエセクス御料林に関して一九世紀の碩学J.H.ラウンドの論考<sup>[2]</sup>を手がかりに同御料林の範囲とその指定解除に関する基礎的史料を検討し、もつてエセクス御料林の一側面を明らかにしてみたい。さらに、本稿ではステイーヴン治世期における御料林行政に焦点を当て、特許状(charter)を主史料として、その性格を検討してみたい。これについては、近年、同王治世期の御料林に関する新たな史料・解釈を発掘・呈示したニコラス・ヴィンセントの論考<sup>[3]</sup>に触発されるところ大である。

また、エセクスの御料林に関する問題とは別に、筆者がかねてから素朴な疑問として抱いていた御料林法の刑罰の厳しさに関する問題をとりあげ、本稿ではその手始めとして、当時の諸年代記がそれについてどのように触れているかをさぐってみたい。

もとより一二世紀イングランドの御料林行政全体の考察は筆者の今後の大きな課題とするといふのであり、本稿はその予備的考察にすぎない。したがつて取り扱う問題も、エセクス御料林の指定解除、ステイーヴン治世期の御料林行政、御料林犯罪者に対する刑罰とそれぞれ性質が若干異なることをあらかじめお断りしておきたい。とはいへ、いずれも一二世紀の御料林行政に関する問題であることに相違なく、とりわけ前者ふたつのテーマは密接に関連している。以下では、御料林犯罪者に対する刑罰の問題を最初にとりあげ、次いでエセクス御料林の範囲指定解除などに関する問題を検討し、最後にステイーヴン治世期における御料林行政について、おもに特許状史料を手がかりに考察してみたいと思う。その際には、紙幅の許す限り史料を提示しながら論をすすめていくことにしてよう。

## 一、御料林犯罪者に対する刑罰をめぐつて

御料林法の厳しさや刑罰の殘忍さについては、しばしば指摘されるところである。その論拠として、よく引き合いに出されるのが、「雄・雌を問わず、赤鹿を殺した者は両眼を剥出された」という周知のアングロ＝サクソン年代記の一節である。<sup>(4)</sup> 両眼剥出という身体刑それじたいが殘忍なものであることは、言を俟たない。ディヴィィド・バーンスタンによれば、両眼剥出という刑罰そのものは「ノルマン征服」を機にノルマンディから導入されたもので、それ以前のイングランドにはみられなかつたものである。<sup>(5)</sup>

ウイリアム一世（ルーファス）は、御料林犯罪者には厳罰でのぞんだようである。たとえばウイリアム・オヴ・マームズベリ曰く、「王〔ウイリアム一世〕は当初承諾していた狩りの諸権利〔狩猟行為〕を禁じてしまつたため、赤鹿を捕獲した場合は死刑となつた」（*venationes quas rex primo indulserat, adeo prohibuit ut capitale esset supplicium*

*prendisse cervum*)<sup>(6)</sup>。御料林犯罪の嫌疑をかけられた者が神判によつてみずからに嫌疑を晴らした例としては、ルーファスの時代の次の事例がよく知られている。カンタベリーはクライストチャーチの修道士エドマーによれば、王の鹿を捕獲して食した五〇名のイングランド人が逮捕され、告発された。彼らは嫌疑を否認し、すぐさま鐵鉄神判にかけられた。それから三日後、被疑者たちの手が検査され、火傷を負つていないことが判明した。かくして、彼らの無罪が立証されたのであるが、国王ルーファスは激怒し、神の判決に対し不信感をあらわにしたという。<sup>(7)</sup>

次王ヘンリー一世は、オルデリック・ヴィタルによれば、イングランド全土における狩猟独占権を主張し、「少数の貴族と家中の者に、辛うじて彼らの所有する森において狩りをする特権を与えたにす。<sup>(8)</sup>なかつた」(et uix paucis nobilioribus ac familiaribus priuilegium in propriis saltibus uenandi permisit.)。ヘンリイアム・オガ・ニューバラもヘンリー一世の狩猟好を強調したうえで、「鹿の殺害者と殺人者を処罰するにあたりては、公の場ではほとんど区別しなかつた」(in publicis animadversionibus cervicidas ab homicidiis parcum discernebat.)<sup>(9)</sup>。しかし、御料林犯罪者の絞首刑を暗示している。しかしながら、管見の限りでは、少なくとも<sup>(10)</sup>のヘンリー一世の時代以降は、御料林犯罪においても罰金刑がかなり一般的化していたように思われる。同王治世第三年度のペイプ・ロウルにはかかる罰金の記載が随所に散見され、ウォリク伯のように「赤鹿の訴訟のため」(pro placitis Cervorum) 七十ポンド以上もの高額な罰金を科せられた者もいた。<sup>(11)</sup>

ヘンリー二世の狩猟愛好熱もつとに知られていたもののように、ショーラルド・オウ・ウェイルズによれば、王の狩猟熱は「節度を越えて」(trans modestiam) いた。宮廷人たちが娯楽のひとつとしての狩りに興じていたことは確かである。それを激しく非難したジョン・オウ・ソールズベリは、森の撻に対しても手厳しい。彼はその著『ボリクラティクス』のなかで、イングラム諸王を念頭におきつつ、かれらは「神のひとり子がみやかの血でその罪を贖つた人間を、小動物のために破滅せしむるをおそれなかつた」(Nec ueriti sunt hominem pro bestiola perdere, quem unigenitus

*Dei redemit sanguine suo.) ハシレ、小鳥をワナ仕掛けで捕獲し、輪縄を編み、楽器やおびき寄せぬいふやいの犯罪と  
れや、かかる犯罪者が「動産の没収によつて罰せられ、あるいは四肢の損失や生命の喪失によつてやむ処罰せられ」(et  
uel proscriptione bonorum multatur, uel membrorum punitur saluisque dispendio.) ハシルに驚かを禁じたハド  
ニキ。*

くノリ一世は「*Prima Assisa*」において、祖父くノリ一世治世の刑罰—両眼剥出と去勢—を復活せしむるを定めた。<sup>(13)</sup> 御料林犯罪の嫌疑をかけられた者が熱鉄神判によつてみずからひの嫌疑を晴らした例としては、既述のルーファスの時代の事例がよく知られてゐるが、少なくともくノリ一世の次の一史料は冷水神判も用ひられていたことを裏づけてゐる。一七一×七七年の記録によると、ある一人の男が王の森と獸の捕獲に関連して告発され、「水の神判に付された」(*examinationem aquae addicti*)。ハムホーリは殉教者トマス・ベケハムに救済の祈りをねがひて助命されたが、わがひとよりは有罪といわれ、「絞首刑に」(*suspenso*) 処せられたという。また、決闘審判が金錢で代納された事例もみうけられる。くノリ一世治世第一四年度(一六七〇年)のペイプ・ロウルには、複数のオウクを根こそぎ掘り起したかひド告発されたエイルリック*Aitric de Stodlega*が、「マシュー・クロックとの決闘に代わる上納金として」(*pro fine  
Duelli versus Mattheum Croc.*) 国○マルクの会計報告をおこなつた旨の記載が残されている。マシューは当時ウイルトシャのチアナム御料林長官をつとめていた人物だ、エイルリックは一六六年にアラン・ド・ネヴィルによつて実施されたウイルトシャの御料林巡回裁判時に、マシューを相手どつて決闘審判をおこなつよう申し渡されていたようである。<sup>(14)</sup> わなみに、上記一六七〇年のペイプ・ロウルの記載は、ウイルトシャの項目中「新しい訴訟と新しい上納金」(*Nova Placita. Et Nova Conventions.*) の見出しの下に記されてゐる。

以上述べたよつた御料林犯罪者に対する刑罰は、確かに御料林法の殘忍さを反映して余りある。ジュディス・グリー<sup>(15)</sup>は御料林犯罪の刑罰の厳しさについて触れ、くノリ一世治世第三一年度のペイプ・ロウルに記載されている罰金刑は

なるほど過重ではあるが、最高刑が死刑ならびに四肢切断であつたことを斟酌すると、過重な罰金刑も死刑ないしは身体刑の軽減とみなすことができるかもしない、と述べている。<sup>(17)</sup> リチャードソンとセイルズ両氏もつとに強調しているように、法に定める刑罰と実際の運用とは別個の問題として考える必要がある。実際には御料林法に定める刑罰が文字通り施行されることはめったになく、罰金刑のほうが圧倒的に多かつたようである。<sup>(18)</sup> さらに、ここでわれわれが想起しなければならないのは、鉄や水による神判はもとより、御料林法の厳しさや刑罰の殘忍さの指標とされてきた死刑や身体刑が、ひとり御料林犯罪者のみに科された刑罰ではなかつたという、改めて述べるまでもない事実である。

たとえば、ウイリアム一世がその統治理念をみずから伝達した文書のひとつとされているウイリアム征服王の法（所謂「十か条の法」）では、周知のように、死刑を廃止し、両眼剥出と去勢を執行すべきことが定められている（第一〇条）。<sup>(19)</sup> 上述したアングロ＝サクソン年代記に記されている御料林犯罪者に対する刑罰＝両眼剥出は、この所謂「十か条の法」第一〇条と照らし合わせて考えてみると、死刑よりも軽減された刑であつたことが理解されよう。実際のところ、ノルマン＝アンジュー諸王は謀反を起こした者や裏切り者に対して、死刑、四肢切断、財産の没収、国外追放、投獄といつたあらゆる刑を科していた。これについては、『アングロ＝サクソン年代記』の叙述やヘンリー一世治世第三一年度のパイプ・ロウルの記載中にその事例を見いだすことができる。

ウイリアム一世治下でおこつた一〇七五年の反乱後、高位のブルターニュ人及びノルマン人の反乱者は国外追放、財産没収もしくは投獄に処せられたが、主犯格のひとりイングランド人貴族のワルゼオフ伯earl Waltheofは打首にされた。このとき、陰謀に加担した幾人かのブルターニュ人反逆者も両眼を剥出された。<sup>(20)</sup> また、同じくウイリアム一世治下一〇九五年の反乱後、ウイリアム・オヴ・ウilliam of Euは大逆罪で告発され、決闘審判にかけられて敗れたため、両眼剥出と去勢に処せられた。<sup>(21)</sup> 巡回裁判に際して短期間のうちに死刑執行がおこなわれたケースもあつた。一一二四年一月末に国王裁判官ラルフ・バセットはレスター・シャーで巡回裁判を実施し、かつて例をみないほど多くの窃盜犯を絞首刑

に処したという。具体的には四四名が絞首刑に、六名が両眼剥出及び去勢にそれぞれ処せられた。<sup>(22)</sup>

国王の肖像が打刻されている鑄貨の偽造は、とりわけ国王の激しい怒りを惹起した。

一一一四年のクリスマスから翌一一五年にかけて、鑄貨製造人らは悪貨製造のかどで国王<sup>ヘンリイ一世</sup>の逆鱗に触れ、右手と睾丸を奪われた<sup>(23)</sup>。マーク・ブラックバーンは「のんきになされた鑄貨製造人の処罰を当時の貨幣改革と関連づけている。すなわちヘンリイ一世は一一一五年、何年かに一回の割で標準鑄貨を製造するというアンゴロ＝サクソン時代以来の慣行を廃止した。それに伴つて、イングランドでは半数以上の鑄貨製造人が解雇され、鑄貨製造所もかなりのものが閉鎖されることになった」という。こうした貨幣改革は、ヘンリイ一世とその顧問たち、わけてもロジャ・オヴ・ソールズベリの主導で断行されたが、その目的は銀貨の質の維持と損失の防止にあつた。当改革は、一一一三年に始まり一一一八年に全盛期を迎える『徹底した行政改革 Intense administrative reform』の時期と軌を一にしていた<sup>(24)</sup>。

ヘンリイ一世治世第三一年度のパイプ・ロウルにも、四肢切断の事例は散見される。

たゞえば、鑄貨製造人ブランズ (*Brand Monetarius*) は、「他の製造人ふるむに四肢を切断されぬといふのないよべ」 (*ne esset disfactus cum aliis Monetariis*) 一一一九年の時点で、こまだに 10% ハーブの会計報告をおいなつていて<sup>(25)</sup>。また、ノーサンバトンの州長官は、彼が四肢を切断した林務官のために、因ボハム 111 ハーブの会計報告をおいなつて<sup>(26)</sup>いる。四肢を切断したのは州長官で、林務官は切断された側である。

一一一世纪後半に活躍した年代記作者ラルフ・オヴ・ティヤートによれば、一一七九年、ヘンリイ一世は「無鉄砲にも大胆に野獣の棲みかを襲撃したものを、罰金で圧迫するか、比較的長期に及ぶ監禁で苦しめぬか」 (*ferarum cubilia temeraris ausibus incurasantes, vel multa reprimere, vel carceralis custodia macerare diutius*)、こずわがの刑を科すといつてはいた<sup>(27)</sup>。換言すれば、王は御料林法違反者については罰金もしくは禁固刑やのべお方針を打ち出したのである。これに対し、殺人犯は絞首刑 (*suspedio*)、大逆者は国外追放 (*exilio*) とそれぞれ処され、逮捕者の罪

が比較的軽い場合は四肢の切断 (*levioribus in flagitiis deprehensi truncatione membrorum*) 処罰や、いにした  
とラルフは述べている。<sup>(2)</sup> いりで注目すべきは、御料林犯罪者に対する刑罰が、死刑ないしは身体刑ではなく、罰金刑も  
しくは禁固刑とされていふ点である。いのいふは御料林犯罪者に対しても、死刑ないしは身体刑がまったく科されなかつ  
たところとを意味しないまでも、当時にあつてはかなりまれであつたことを想起せしめる。ラナルフ・グランヴィル  
に帰せられる法書（一一八八年）には、「最高刑〔死刑〕ないしは四肢切断によつて処罰され」 (*ultimo puniuntur  
supplico aut membrorum truncatione*) 犯罪として、大逆、殺人、放火、強盜、強姦、偽造などの犯罪項目が記され  
てゐるが、殺人、大逆、貨幣の偽造は、いとのほか嚴罰の対象と目されていたようである。

わい、一一八四年の「わゆるウッドストック法令」(Assize of Woodstock) 第1条において、「<sup>(29)</sup> ハンリ一世は御樹林犯罪につひてはハノリ一世によつて科せられた殘忍な刑罰を復活せしめり」とを定め、威圧的な態度でのぞむ」とを表明してゐる。だが、ウイリアム・オウ・リューベラが述べぬといふべば、ハノリ一世は「祖父〔ハノリ一世〕同様狩りに興じ、その熱意は度を過していたが、獸〔鹿〕のために定められた法に違反せる者を罰するにあたつては、祖父ほど厳しくなかつた。実際のといふ、先述したよほく、ハノリ一世は公の場で処刑するに際しては、殺人者と鹿の殺害者をまつたくあるいはほとんく凶別しよべししなかつた。いふに及んでハノリ一世は、凡ての種の犯罪者を事情に応じて禁固刑もしくは国外追放に処しやうとした」(Venationis delicias aeque ut avus plus justo diligens, in puniendis tamen positarum pro feris legum transgressoribus avo mitior fuit. Ille enim, ut suo loco dictum est, homicidiarum et fericidiarum in publicis animadversionibus nullam vel parvam esse distantiam voluit. Hic autem hujusmodi transgressors carcerali custodia sive exsilio ad tempus coercuit.) エドワード。

ここで改めて指摘するまでもなく、死刑、両眼剥出、四肢切断、去勢といった身体刑それじたいは決して御料林法に固有のものではなかつた。ラルフ・オヴ・ディセトやウイリアム・オヴ・ニューバラの叙述からもうかがえるように、

ハノワーア一世の時代にあつては、むしろ罰金刑や禁固刑あるいは国外追放が一般的になつてゐたようであり、ハノワーア一世の御料林法の厳格さ、刑罰の殘忍性を強調するのは問題であるように思われる。

罰金刑の一般化が御料林の財政的価値の高まりと表裏一体の関係にあつたことは容易に想像がつく。近年、Y.J.ベロヴェイスカヤはパイプ・ロウルを王史料として、財政年度一一五八～一八八年（ヘンリー一世治世）、一一〇四～一〇五年及び一一〇八～一一〇九年（ジョン王治世）における王室諸収入を分析し、当該時期における御料林収入を割り出しているが、それによると御料林収入は王室収入全体の一割弱を占めていた。<sup>(31)</sup>

いずれにせよ、御料林法の規定にいう身体刑と、その実際の運用との乖離をわれわれはこれまで以上に考慮に入れる必要があるだろう。上記のウッドストック法令において、厳罰を科したとしてその名が挙げられてくるヘンリー一世が「ぬいふ熱心に迫及したのが盜人と秘密裡に〔貨幣の〕偽造をおこなつた者」*(fures et falsarios latentes maxima diligentia perscrutans)* であり、また治世当初はひとつのみせしめとして過重な罰金や死刑も辞さなかつたが、のちには刑罰も「四肢の切断、その後は一層罰金の支払いに向かう傾向にあつた」*(ad membrorum detruncationem, post ad pecuniae solutionem proclivior)* とするウイリアム・オヴ・マーヴィズベリの言述<sup>(32)</sup>は、その意味で示唆的である。

## 一一一世紀エセクス御料林の一側面

「はじめて」において述べたように、かつて筆者はジョン王の獣獵捕獲に関連して一二世紀エセクス御料林の一側面をやべつてみた。本節ではラウンドの研究を導きの糸としながら、一二世紀エセクスの御料林について若干検討してみたい。

「エウームズデイ＝アックには、エセクスのコニルWrittleマナは関連し、「ヘロルドの時代、ひとつの豚飼いがいた。〔中略〕しかし、ロベルト・グレノは、王がやつて来てからのか、その豚飼いをマナかい抜擢し、王の森の林務官にした」  
(*In tempore Haroldi fuit I Porcarius.. Sed Robertus Greno postquam Rex venit accepit eum de manerio, et fecit forestarium de Silva Regis.*) ふる記載が残されてゐる。<sup>(33)</sup> いりド「王」ふるわゆるウイリアム征服王を指し、H.C. ダーリー<sup>(34)</sup>の記載はシカーマズデイ＝アック中、エセクス御料林に関する唯一の記及であつた。<sup>(35)</sup> ロベルト・グレノは、エセクス一州だけでも四つのマナを保有していた大土地保有者で、その中心所領はスタンステッドStansteadとなつた。彼はエセクス御料林の初代の御料林長官と目されてゐる人物で、上述の如く、王領マナのひとつやつたりトル・マナに属する豚飼いを「征服」後に林務官に任じていた。エウームズデイ＝アックによると、同マナはエドワード証聖王当時、一五〇〇頭の豚を飼養するに十分な森林地があつたが、エウームズデイ調査(一〇八六年)当時、その数は一一〇〇頭に減少していた。<sup>(36)</sup>

リトル・マナは、中世全体を通じてエセクス御料林の一部を成してゐた。ダグデイルW.Dugdaleが書き残した一史料によると、コルチエスターの聖ヨハネ修道院の修道士たちは、国王<sup>(37)</sup>ハーリー一世から同所におひて庵を寄進され、種々の特權を得ていた。その史料によれば、ハーリー一世は「かくして彼らがその施物をあらゆる役務から自由かつ平穏に保有すべき」と、また開墾〔の訴訟〕を免れるべきと、さらに御料林内では上述した庵に必要なものは何であれ、すなわち燃料のため、家屋建造のために必要なものは何であれ取得すべし」と、かつ彼らの家畜の放牧地や地を保持すべきといふ、さらに木の実の収穫期が終わるまでは、その収集者を一名、御料林内で確保すべき」(*ut teneant illam elemosinam liberam et quietam ab omni servitio, et nominatim ut sint quieti de essentia, et ut habeant in foresta mea quicquid eis opus fuerit ad predictum heremtagium, scilicet ad ignem suum, et ad domos suas faciendas, et pasturam ad animalia sua, et claustram ; et ut habeant duos homines in foresta mea ad colligendas nuces*

*quamdiu tempus colligendi durat.)* 諸めぬとして、コルチエスターの修道士たちに對して、開墾の自由をはじめとする種々の特權を認可していたのであった。<sup>(36)</sup>

ところで、上述したロバートが保持していたエセクス御料林官職についていえば、彼の没後その息子ウイリアムに引き継がれ、ウイリアムの代にモンフィシエットMontfichetの姓を名のるようになる。その後、同官職は世襲でモンフィシエット家のギルバート、リチャード、そして同名のリチャードと順次継承され、一一六七年に男系が途絶えるまで同家がエセクス御料林官職を保持し続けたのであった。<sup>(37)</sup>

ヘンリー一世の時代までにはエセクスのかなりの地域が御料林化されていたものと思われるが、その正確な範囲を確定することはできない。とはいっても、ヘンリー一世治世第三一年度のペイプ・ロウルのエセクスの項には、ラウンドの言をもつてすれば、「御料林訴訟が蚤の如くびつしつと (forest pleas as thick as fleas)」記されており、各地に御料林区域が設定されていたことをうかがわせる。たとえば、巡回裁判官ウイリアム・ダービー William d'Aubignyがエセクスにおいて審理した御料林訴訟について、エセクス州長官が総額二三〇と半マルク、すなわち約ハ七〇ポンンドの会計報告をおこなっているほか、七名の土地所有者も同じく御料林訴訟のために総額九〇マルク、すなわち約六〇ポンンドの会計報告をおこなっている。また、ロジャー Roger de Ramisは国王の許可なしでパークを創設した——これは重大な御料林法違反に相当——かじで四〇マルク (約一六ポンンド余) もの過重な罰金を科された。<sup>(38)</sup>

ラウンドは御料林訴訟に関する記載中、ウォルタ・ティレルWalter Tirelの寡婦がランガムLanghamマナの御料林訴訟につき一〇マルクの会計報告をおこなつてこる記事に着目し、このいふからエセクスの御料林は南西部ウォルサム地域にあつた旧来の御料林から、エセクス北東部にまで拡大されていてと推測している。<sup>(39)</sup> 换言すれば、ヘンリー一世当時、エセクス御料林はレクデン・ハンズレムLexden hundredの北東端まで拡大していたということである。<sup>(40)</sup>

といへば、ヘンリー一世治世第三一年度のペイプ・ロウルには、獵獸捕獲をはじめとする御料林訴訟のみならず、違法

な開墾に関する記載も列記されてゐる。表一は、同パイプ・ロウルの記載をもとに、エセクスの開墾訴訟 (pleas of essarts) やまとめたものである。

やいに示されているように、エセクスでは聖俗を問わず、九名の者が総額およそ700ポンドに及ぶ罰金の納付義務を負っていた。いいでは後段に述べる内容との関連で、ベーキング女子修道院長が六〇シリング (すなわち三ポンド)<sup>(2)</sup> の会計報告をおこなう、全額免除になつてこないことに注目しておきたい。また、ロバート Robert Adeleemusなる人物が開墾訴訟に関連して、乗用馬一頭と隼一羽の会計報告をし、後者についてはウイリアム・ド・コリイに免じてその支払<sup>(2)</sup> を免除されてゐることも付記しておこう。

上述したように、ヘンリー一世治世第三一年度のペイペ・ロウルにみる限り、エセクス御料林は一一二〇年の時点すでにエセクス北東部のランガムにまで及んでいたものと推察されるが、スティーヴン王治下ではさむにエセクスの北東端テンドリング・ヘンズンズTendring Hundred—スタウトStour川とコウルハColne川の河口にさかれた半島部分——にまで拡大されていたようである。このことは、次の特許状より判明する。

### 【史料(一)】

Stephanus rex Anglorum Justic' vicecomit' et forestaris et omnibus fidelibus suis de Essex salutem. Sciatis quod pro Dei amore et pro anima

表1

会計報告者	罰金	備考
William Lelutre	40s.	全額免除
Abbess of Barking	60s.	30s.の免除
Laurence of Rouen	60s.	14m.の免除
Herbert son of Dudeman	20m.	Count of Mortainの直轄マナの開墾に関する会計報告で、全額免除
Richard Basset(sheriff)	20m.	全額免除
Archbishop of Canterbury	20m.	10m.の免除
Abbess of Caen	20m.	全額免除
Earl of Warenne	5m.	全額免除
Roger son of Richard	7m.	全額免除

(s:シリング, m:マルク)

(出典) Pipe Roll 31 Henry I, pp.57-58より作成。

Regis Henrici et omnium antecessorum meorum et omnium fidelium, clam'quiete Domino Hundred[um] de  
Tenderinge de assartis et placitis forestarum] imperpetuum. Quare volo et precipio quod omnes homines de  
eisdem Hundred sint quieti imperpetuum de Foresta, placitis ferarum, et placitis forestarum ne unquam amplius  
inde ponantur in placitum. Testibus:Richardo de Lucy, et Richardo de Camville. Apud Woodstoke.

「ヘンケル・ハズ人の王スティーヴンば、ニセクスの地方判官、州長官、林務官ならびにそのあぐいの忠臣に挨拶を送る。  
汝らは余が神の靈魂のため、国王へノリの靈魂のため、そして余のすべての祖先と余の忠実なるすべての臣下の靈魂の  
ため、神に效しつトハズコング・ヘンズレムの開墾地の権利と御料林訴訟を永久に放棄したいことを知ぬべし。かへ  
て、余は同ヘンズレムの全住民が末永く御料林、野獸の訴訟、御料林訴訟から平穏にして、今後その件で訴えられぬい  
とのなきよう欲し、かつ命をね。認証者、リチャード・ズ・ルースイおよびリチャード・ズ・カムバイル。ウッズベー  
クにて」<sup>(4)</sup>

右の特許状はエドワード一世治世第一七年度に実施された御料林巡回裁判時に提示されたもので、認証者としてラ  
チャード・ズ・ルースイならびにリチャード・ズ・カムバイルの名が挙げられてこねむからかい、発行年代は一一四〇  
年以降と推定されてゐる。かつてハイッシャーが発見した御料林指定解除に関する最古の記録は一一〇四年国王公モハ  
のそれであったが（後述【史料④】参照）、右にみた特許状の文言から、われわれはジョン王によって御料林指定解除  
が行われるおよそ六〇年前に、国王スティーヴンがテンドリング・ヘンズレムを御料林指定から解除してこたないと知  
るのである。スティーヴンがあえて当ヘンズレムを御料林に指定したとは考えにくのだが、ラカハムが述べてこねむ  
に、当ヘンズレムを御料林に指定したのはおよそ八〇年前である。<sup>(4)</sup>

ふいに、ルームセクスの御料林に関して記述すれば、右にみた特許状史料が御料林指定解除の最古の文書となるわけでは  
はない。一一〇六年頃のものと推定される次の特許状が存在してこねからである。

史料②

S(tephanus) rex Anglorum archiepiscopis episcopis abbatibus comitibus vicecomitibus baronibus et omnibus ministris et fidelibus suis totius Anglie salutem. Sciatis me concessisse Adel(ide) sorori Pag(ani) filii Joh(annis) abbatiam de Berchinges et quicquid illi adjacent. Quare volo et concedo quod ita bene et in pace et honorifice teneat et quiete et libere terram et domum et homines et omnia sua cum soca et saca et toll et team et infangenebef cum warpeni et omnibus aliis consuetudinibus suis in burgo et extra per terram et aquam in festis et extra in via et extra et cum omnibus libertatibus ecclesie illius cum quibus aliqua antecessor sua melius et quietius tenuit et sicut illi pertinent ecclesie et sicut carta regis Henrici testatur. Et reddo et concedo ecclesie Berkingle et abbatisse Adel(ide) omnes boscos et terras suas de Leschold et alias quas Henricus rex affopestavit ut illas excolat et hospitetur. T(estibus) W(illemo) Mart(e), et A(lberico) de Veer, et E(uastachio) filio Joh(annis). Apud Clarend(onam).

右の特許状は、国王スティーヴンがペイヘ・ヘイシルハ Pain Fitz-John の姫妹アドリバ・アデリザ Adeliza にベーキングの修道院との付属物のすべてを授与したのだが、その末尾をみると「余はベーキングの修道院と修道院長アドライザに、国王ハコが御森林に押出しだ Leschold' ルセのアグトの森林と土壠を、同修道院が耕作し、かゝれどもあれど返還」かの譲り受け Et reddo et concedo ecclesie Berkingie et abbatisse Adelis (la) omnes boscos et terras suas de Leschold et alias quas Henricus rex afforestat ut illas excusat et hospitetur.) ふるふるふるふる。

当特許状では、認証者としてウイリアム・マルセル William Martel、チャーチル・オブ・オーブリィ Churchill Aubrey de Vere、ヒュスター Hustaス、フィッティンガム Eustace fitz John等が挙げられてゐるが、ラウンズはユースタス・フィッティンガムの名から推して、

当特許状の発行は一一三八年以前で（ユースタスは同年八月一一〇日まではステイーヴンを見捨て、スコットラン側に鞍替えしていた）、實際には一一三七年初頭に国王スティーヴンがノルマンディに渡航する前に出されたものであつた、と推測してゐる。また、ジュデイス・グリーンは当特許状の発行年代を一一三六年頃とみてゐる。ラウンズが「<sup>(45)</sup>」とのこの“バーキング特許状”は、国王スティーヴンが治世初めにバーキング修道院の所有する森林と土地を御料林指定から解除したことを明らかにしており、開墾ならびに耕作・占有を認めてゐる点が注目される。

次に、この“バーキング特許状”の歴史的意義を少しく考えてみよう。

周知のように、スティーヴンは戴冠式後の一一三六年四月はじめに、いわゆるオクスフォード由由憲章を發布し、御料林に関しては、「余の祖父ウイリアム王ならびに余の伯父ウイリアム一世が創設し、保有していた御料林は余の手元に留保す。<sup>(46)</sup>」ハコ王が付加した他のすべての御料林については、余はそれを教宗および王國に返還し、かつ譲り受け<sup>(47)</sup>。(Forestas quas Willelmus) rex avus meus et Willelmus) secundus avunculus meus instituerunt et tenuerunt, illas, mihi reservo. Ceteras omnes quas rex Henricus superaddidit, ecclesiis et regno quietas reddo et concedo.)との誓約をおこなつた。<sup>(48)</sup>

年代記作者ヘンリ・オヴ・ハンティンゲンは、右の規定に該当すると思われる箇所で、「第1」は、彼「スティーヴン王」は、ヘンリ王がおこなつたように、聖職者などは俗人の森林をやむを得ない手で留保しきつてを誓つた。ハコ王は、かれらがみだらの森林におこし、獣を捕獲したり、かれらの必要に応じて森林を開墾し、減じたりやめ、その年毎に彼らを告訴してこよ」(Secundo, uouit quod nullius clerici uel laici silvas in manu sua retineret, sicut rex Henricus fecerat, qui singulis annis implacauerat eos, si uel uenationem caperent in silvis propriis, uel si eas ad necessitates suas extirparent uel diminuerent.) ハコ一世<sup>(49)</sup>は御料林地域が聖俗諸侯の領地にまで拡大され、毎年のように御料林裁判が実施され、森林の開墾も行なわれてこだいと示唆している。

ステイーヴンが、少なくとも上述した自由憲章の発布直後には、誓約を履行する意向であったことは次の令状からうかがべる。

### 【狀紙⑤】

Stephanus rex Angl[orum] M[ilioni] Gloverne et [Pagano] filio Johannis salutem. Facite recognosci per sacramenta duodecim legalium hominum de comitatu Herefordie quos boscos episcopi Herefordensis Henricus rex afforestavit in vita sua. Et omnes illos episcopo reddo quietos, ita quod nemo fuget in eis, neque se intromittat in aliquo inde nisi per episcopum super forisfactum meum. Teste cancellario. Apud Oxoniam.

「ヘンリックスル人の王スティーヴンゼ、マハルズ・ヤウ・グローベタおもろくヘン・ヘミシラムノニ捲録を送る。汝らはくつニヤーム州の法に適ひた一一名の者たちの宣誓どもアベキ、くつニヤーム同教の森や、ハニツ田がんの存命中に御料林に指定したものと認定証書セヨ。しかるが、余は同司教に対し、それらの森をすべて平穏に返還す。かくして、何人もそれらの森で狩りを行なつてはならぬ、また、この件に関しては同司教を介してでなければ、如何なる森にも干渉してはならない。」これに違反した場合は、余に罰金を支払うべし。オクスフォームにて。<sup>(49)</sup>

一一一六年頃に交付された命令状は、国王ヘンリー一世が御料林に指定してはいたヘリフオーム同教の森(複数)を、一一名の適法者たちの宣誓によつて認定証書により、同司教に返還すべしことを命じてゐる。オクスフォーム自由憲章やなれた誓約は、教会からの協力を得るために国王スティーヴンが支払わなければならなかつた代償であつたことを想起するも、クリフオード司教宛てのこの御料林指定解除命令もその線に沿つて出されたものと解釈できなつゝもなつ。だが、スティーヴンはオクスフォーム自由憲章が出された同一一二六年、ヒュー・ペイガッシュとの一味が引き起しこした反乱を鎮圧するも、王の狩獵館のあつたブランプーンにおいて御料林裁判をみずから実施し、同憲章を反故にしてしま

うのである。ヘンリ・オヴ・ハンティンゲンによれば、「かへり、」これらの偉業（叛徒らの城を攻略し、それを奪回した）などを指す（筆者注）を首尾よく成し遂げぬと、王は意氣揚々とハンティンゲンから一マイルほどの所におぬアーノペトヘBramptonおど狩りをして出かけた。そこで王は貴族諸侯の御料林訴訟、すなわち森林と獣獵に関する訴訟を審理し、神と人民との誓約および契約を破棄したのであつた」(Elatus igitur rex his prospere gestis uenit uenatum apud Brantonam, que abest miliario ab Huntendona, et ibi placitauit de forestis procerum suorum, id est de siluis et uenationibus, et fregit uotum et pactum Deo et populo.)。

さて、上述したよハノ、ベティーガンは自由憲章のなかで、ヘンリー一世が付加した御料林地域については、その指定を解除する」とを誓約していた。したがつて、理論的にいえば、ヘンリー一世によつて御料林に指定された地域は無条件でその指定が解除されてしまうのであり、あえて特許状を発行するには及ばないわけである。にもかかわらず、『バーキング特許状』にその一例を見る如く、スティーヴンがわざわざ特許状を発行して特定の修道院に御料林の指定解除を認めていたことは、裏から言えば、オクスフォード自由憲章の誓約が遵守され得なかつたことを意味する。“バーキング特許状”的意義も、まさにそれを裏づけていた点に存するといふべや。

といふで、バーキング修道院がステイーヴンからうした御料林に関する“特恵（a special favour）”を付与された背景には、同修道院と王家との深い結びつきがあつた。七世紀後半に創建されたバーキング修道院は、征服王カイウラムが戴冠式後ロンドン塔が建造されるまでの間籠つていたとされる修道院で、ヘンリー一世の王妃マティルダがその運営に携わつていたこともあつた。<sup>(2)</sup>先述したヘンリー一世治世第三二年度のパイプ・ロウルにおいて、われわれはバーキング女子修道院長が開墾訴訟で六〇シリング（すなわち三ポンド）の会計報告をおこない、その支払いを全額免除されていたことをみたが、その背後には、いわした同修道院と王家との密接な関係があつたものと思われる。

一一一六年にバーキング修道院長アグネスが没すると、国王ステイーヴンは王妃マティルダに、伯母マティルダと同

様にバーキング修道院を保持すべく、同修道院の管理を委託した。王妃マティルダは彼にならして修道院の運営をバーン・ハイド・ジョンの姉妹アグライザに委譲するが、同修道院は王妃マティルダならびにアグライザのトドスティーヴンから多くの特権を授かっていた<sup>(5)</sup>。前述の「バーキング特許状」にみた御料林指定解除ならびに開墾許認の特権もそのやうなものとては数えられる。バーキング修道院長アーヴィングはその後バーキング修道院の附属施設のろくとしてイルフォード施療院を創設するが、同修道院と施療院については御料林地域における開墾の問題とのかかわり、次節においていために触れるつまらない。

ついでセクスにおこり大規模な御料林指定解除がおこなわれたのは1110回年のことである。同年、国王ハーリーはローマ時代の大街道ペティンストリートPetinestreet—ヨーハンナ・ブルームBishop's Stortfordから真東にコルチベタColchesterまで延びる街道—の北側部分を御料林地域の範囲からはずした。この結果は左の如くである。

#### 【収穫④】

Sciatis nos deaforestasse[forestam] de Essexia que est ultra calceam versus auilonem que tendit de Storteforde versus Colecestrijam usque ad boscum de Wildehora, ubi ad capud fossati quod dicitur Haidich jungitur predicte calcei, et exinde ultra calceam sicut via tendit usque ad novum pontem et exinde sicut magnum chiminum tendit usque in Heilande, ita quod tota foresta infra predictas metas contenta et homines ibi manentes et heredes eorum sint deaforestat et liberi et soluti et quieti in perpetuum de nobis et heredibus nostris de omnibus que ad forestam et forestarios pertinent, ita quod capiant et habeant omnimodam venationem quam capere poterint infra predictas metas, etc.,

即ちの訳文の後半部分、やまとむか「おへんじ」上記の範囲内に命ぜられたぐれの御料林といふに居住せる人々などは

にその相続者は御料林指定を解除され、御料林と林務官に関する一切の事柄につき、余およひ余の相続者から未永く、自由にして、免除され、平穡たゞべ。その結果、かれらは上記の範囲内において捕獲するにかどかるる種類の獣を捕獲し、かつ所有しておかなむにあつた。」(ita quod tota foresta infra predictas metas contenta et homines ibi manentes et heredes eorum sint deaforestat et liberi et soluti et quieti in perpetuum de nobis et heredibus nostris de omnibus que ad forestam et forestarios pertinent, et quod capiant et habeant omnimodam venationem quam capere poterint infra predictas metas, etc.,) とある。御料林の指定解除をうけた地域住民は、今後、御料林に闊わ々一切の事柄が心免ぜられ、狩獵の自由も認めるべしといふことだ。なお、この特許状の代償として、「Hヤクスの人び」と「Homines de Essexia」一組やへば、指定解除の恩恵に沿した人びと一は五〇〇マルクという莫大な金額と軍馬五頭を納付すべく特許報告をおこなつてゐる。

当特許状と類似のものが同時期に何枚か発行され、たゞばばスタッフオーランシャやデヴォンおよびコーンウォールでも御料林の指定解除がおこなわれてゐる。したがつて、エセクス一州だけが御料林指定解除の対象となつていたわけでは決してなかつた。しかも、いづれも多額の代償を伴つたが、その背後には当時対仏戦争において莫大な軍資金を必要としていたジョン王の台所事情があつたものと思われる。エセクスの北部地域を御料林指定からはずした一二〇四年の当特許状は、逆に言えば、その年に至るまで当該地域が御料林地域であつたことを裏づけてゐる。

以上にみたように、一一一〇年のペイプ・ロウルの記載などからノリ一世治世末までにはエセクスのかなりの地域が御料林化されていたものと思われる。だが、ペイプ・ロウルの記載はあわめて断片的であるうえ、他の史料から一二世紀エセクス御料林の正確な地理的範囲はつかめないというのが実際のところである。また、スティーヴンはブランドンポートで御料林裁判を開廷し、オクスフォード自由憲章を反故にしたが、エセクスにおいて御料林の指定解除が最初におこなわれたのが同王治世期であつたことは、次節に述べる「トガルヒの関連で注目しておきたい。

## 三、スティーヴン治世期における御料林行政をめぐらす

前節においてわれわれは、エセクス御料林の指定解除に関する最古の特許状【史料②】がスティーヴン治世期のものであることをみたが、同王治世期の御料林に関するH.A.クローンが簡にして要を得た叙述をおいなつてこる以外にあらまつたのはなく、御料林史関連では今日よへ引用されるチャールズ・ヤングの著書のなかでも、手短に触れられてこぬじやあねだ。<sup>(5)</sup> ふりへど、近年、リコハ・ゲインセントはスティーヴン王治下における御料林に関する、かゝつかの注田すべく新史料を発掘してゐる。そのふれいは、上述したバーキング修道院とイルフォーム施療院に関する次のような特許状がある。発行推定年は一一二六×一一五四年、もしくは一一五〇×一一五四年で、ロハシンドが発行されたものである。

### 【史料③】

S(tephanus) rex Anglorum episcopo London' et iustic(iis) et vicecomit(i) et forestar(iis) et ministris suis et fidelibus suis de Essex salutem. Sciat is quod dedi et concessi in perpetuam elemosinam Deo et ecclesie sancte Adelburge de Berking totum essartum de Estholt ad opus infirmorum de hospitali de Ilford, et volo et precipio quod predicti infirmi teneant et habeant prefatum essartum cum appendic(iis) suis in perpetuam elemosinam libere et quiete ab omnibus placitis essart(arum) sicut elemosinam meam dominicam. T(estibus) R(ogero) de Frax' et Warn (ero) de Lusor apud London.

「ヘハシタハム人のハブルヤークハゼ、ロハシノ同教、ニセクスの地方判官、州長官、林務官ふるのト役、ないだ

その忠臣に挨拶を送る。汝らは余が神とバーキングの聖エセルバーガ修道院に対し、Estholtのすべての開墾地を、イルフォード施療院の病者の使用に供するため、永代寄進地として贈与し、かつ授与したことを知るべし。かつ、余は上述した病者が上述の開墾地をその付属物とともに、開墾地のあらゆる訴訟から自由にして平穏に、あたかも余の直接支配下にある寄進地の如く、永代寄進地として保有し、かつ所有することを欲し、命ずる。認証者、ロジャ・ド・フラクシネおよびワーナー・ド・リュゾール。ロンドンにて<sup>(5)</sup>。

右の特許状（便宜上、「イルフォード特許状」と呼ぶことにする）は、みられるように、ロンドン司教、エセクスの地方判官、州長官、林務官そしてその下役たちに宛てられたもので、彼らに対して、イルフォード施療院の病者のために、国王がバーキング修道院にEstholtの開墾地を、開墾にかかる訴訟を免除して譲与したことを告知している。開墾地 Estholt は、先述した「バーキング特許状」の 'Leschold' と明らかに同一の場所で、文字通りには「東の森」(the east wood) を意味した。それは一一一四年頃には Hineholt<sup>(6)</sup>として知られており、現代の地名でいふ Hainault だが、今日でもイルフォードの北方にあり森林地帯を形成している<sup>(7)</sup>。

ヴィンセントによるとイルフォード施療院の基本財産に関する説明は、一一六三×一一七四年にロンドン司教ギルバート・フオリオット Gilbert Foliot によって発行された確認証書のなかに見出されるという。それによると同施療院はバーキング教区教会の収入の半分その他に加え、Estholt にある一二〇エーカーの開墾地をバーキング修道院長アデライザから贈与されていた<sup>(8)</sup>。上でみた「イルフォード特許状」では、Estholt の開墾地をイルフォード施療院に贈与したのは国王ステイーヴンであるとされており、アデライザではないが、いざれにせよヘンリ一世治下で御料林に指定されていた森林地がステイーヴンによってその指定を解かれ、その後に伐り拓かれた開墾地がイルフォード施療院創設の基本財産の一部を構成していたことについては、疑問の余地がない。御料林の指定解除に伴う開墾許認の重要性がうかがえよう。なお、この「イルフォード特許状」とほぼ同じ時期に、ステイーヴンは既述のテンドリンガ・ハンドレド全

体を御料林訴訟の対象からはずし、開墾を認めてくる。<sup>(22)</sup>

ステイーヴンは、このほかにもエセクスにおける開墾関連の特許状を発行し、開墾やそれに関わる訴訟を免除している。かかる特権を授与され、その恩恵に沿したのは、たとえばサン・マルタン・ル・グランの聖堂参事会会員、ウェストミンスターの修道士、ウイリアム・フィッツロバート、セント・ポール大聖堂参事会会員、ストラトフォード・ラングソンの修道士、ルーアンのサン・ウーアンの修道士たちであつた。<sup>(23)</sup>

ステイーヴンによる開墾許認は、同王治世末期にカーンの聖トリニティ女子修道院長に対し発行した特許状にもおり、まれてゐる。当特許状は、ユスタス没後、すなわち一一五三年八月一七日以降に発行されたものと推定されているが、そのなかでステイーヴンは「それゆえ、余は、上述の女子修道院長ならびにフェルスティッドの領民が、すべての開墾地を良く、平和裡に保有し、かつそれらの開墾地を御料林の権利〔訴訟〕や開墾地の罰金から平穏に耕作することを欲し、かゝる命ぜ。されば、あたかも彼らが他の人々の領地をより平穏に保有してくるが如くべし」(Quare volo et precipio quod predicta abbatissa et homines sui de Feleseda omnia illa essarta bene et in pace teneant, et colant illa ita quiete de clamis foreste et foris factis essartorum sicut quietius tenent alias terras suas.) <sup>ハタチ</sup>、聖トリニティ女子修道院長がエセクスのフェルスティッド・マナにあるすべての開墾地を御料林訴訟や罰金を免れて、保有・耕作するといふを認めたのであつた。但し、「すべての開墾地」とは云々、ユスタス没（一一五三年八月一七日）後の、聖ミカエルの祝祭日以降になされた開墾に限られた。

次にあげるショロップシャのウェンロック修道院Wenlock Abbeyの史料も、御料林地域における開墾地の許認可にステイーヴンが関与してこだいとを明らかにしてゐる。当特許状のテクストは特許状集 (Regesta Regum Anglo-Normannorum) の編者には知られおらず、したがつて同史料集には収録されていない。その全文は、左の如くである。

【史料◎】

Stephanus rex Anglorum archiepiscopis episcopis abbatibus comitibus justitiariis vicecomitibus baronibus ministris et omnibus fidelibus suis totius Anglie salutem. Sciat quia do et quietum clamo in perpetuum] Deo et ecclesie sancte Mildburge Winloc' et monachis ibidem Deo servientibus pro anima regis Henr(ici) avunculi mei et aliorum antecessorum meorum et pro salute anime mee et Mathild(is) regine uxoris mee et Eustac(ii) filii mei et aliorum puerorum meorum omnia essarta que monachi predicti et homines sui fecerunt post mortem regis Henr(ici) de dominicis boscis omnibus dictae ecclesie sancte Mildburge pertinentibus quos rex Henricus avunculus meus adforestavit, et preter illa .xx. acros de antiqua foresta si illos in ea essartaverunt. Quare volo et firmiter precipio quod ecclesia sancte Milburge et monachi hec omnia prenominata bene et in pace et libere et quiete et honorifice teneant et in perpetuum possideant sicut elemosinam meam dominicam et sicut tenent aliud feedum suum. Testibus M(athilde) regina mea et H(enrico) episcopo Wint(onensi) et Rob(er)to episcopo Heref(ordensi) et A(lexandro) episcopo Linc(ohensi) et comite Eustac(io) filio meo et Will(elmo) de Ipra et Will(elm)o Martel et Ric(ardo) de Luci.Ahud Wind(esores).

「ヘンリックの手紙」の大司教、司教、大修道院長、伯、地方判事、州長官、ロバート  
修道院長の妻にして王妃だるマーチルダ、余の伯父くんリトは余の他の祖先の靈魂のため、  
に余だらに余の妻にして王妃だるマーチルダ、余の伯父くんリトは余の他の祖先の靈魂のため、  
上述べた修道院とその領民たる、くんなつがわかに御料林に指定して上述べた上述べた  
ルベーガ修道院付属のヤグドの直轄林における、造成してこた一切の開墾地を、旧来の御料林において汝らが開墾して

いた二〇エーカーの土地とともに、永久に寄進し、かつ譲与する。かくして、余は聖ミルバーが修道院とその修道士たちが上述せるすべての開墾地を良好に、平和裡に、自由に、平穏に、かつ正当に保有し、余の直接の支配下にある寄進地の如く未永く、かつ封土を保有している如く所有することを欲し、嚴命する。認証者、余の王妃マティルダ、ウインチエスター司教ヘンリ、ベリフオード司教ロバート、リンカン司教アレグザンダー、余の息子で「ブーローニュ」伯たるユースタス、ウイリアム・ド・イープル、ウイリアム・マルテル、リチャード・ルースイ。ワインザーにて<sup>(15)</sup>。

右に掲げた特許状は一一四七年頃のもので、ウェンロック修道院とその領民たちがヘンリ一世によって御料林に指定されていた森において、少なくともヘンリ一世没後に開墾に従事していたこと、ならびにヘンリ一世治世以前からの御料林に指定されていたと推察される場所においても開墾が行われていたことを裏づけている。また、当特許状は既述のバーキングやイルフォードの特許状同様、ヘンリ一世による御料林指定とステイーヴンによる開墾（地）許認を明記しているが、こうした開墾許可状が存在していると云ふとそれ自体、御料林地域における開墾には国王の許可が必要であったことの証左であるといえよう。と同時に、それらの特許状は、間接的ながら一二世紀前半の御料林地域における開墾活動の高まりをも反映していると言えるであろう。

王の関心の的は、開墾に限らなかつた。サマセットのチエダ、Cheddar御料林に関する次の史料は、ステイーヴンが精力的に御料林の維持・管理につとめていたことをうかがわせる。

### 【史料⑦】

Stephanus rex Anglorum archiepiscopis, episcopis, abbatibus, comitibus, baronibus, iustic(is), vicecom(it)bus) et omnibus fidelibus suis Franc(is) et Anglic(is) salutem. Sciat me concessisse in feodo et hered(itate) Waltero Malerb totum pratum meum de Hidena quod iacet prope semitam que tendit de Pempelesthorne

usque Harestane et Hundesgraua pertin(entem) ad manerium meum de Cedra, tenend(um) libere et quiete sibi et heredibus suis in perpetuum>, et preterea concedo quod predictus Walterus et <heredes sui> habeant et capiant sufficienter omnia necessaria sua in boscis meis de Cedra per visum forestariorum meorum ibidem, salua destructione. T(estibus) Henrico fratre meo Winton' episcopo, Roberto episcopo Bathon', Waren(o) de Lusor', Alerico de Ver et lohanne Marisc(allo) apud Gilttingtonam.

「」の特許状は一一〇一年に發行されたもので、國王スヌーハンセナルブ・ウオルタマルヒー Malherbe Walter は「」して、みやからいがチュダアに所有してこよ Hidena の全牧草地に加へ、「ウヤルタム (余の粗続だむ)」がチュダアの余の森において、かれらが必要とするもの、即ち十分に、あるいは余の林務官たるの権限による、〔森林の〕破壊を招来するにいたるべく、取扱し、かつ採取すべし (predictus Walterus et <heredes sui> habeant et capiant sufficienter omnia necessaria sua in boscis meis de Cedra per visum forestariorum meorum ibidem, salua destructione.)」<sup>(5)</sup>。

チュダアは王領マナのひとつや、サマセット州のメンズベッジ御料林の中枢を成してこた。メングロ＝サクソン時代の諸王は避暑を兼ね、もへりの森で狩りを楽しんだふるべ。マナ同様、王領の一部であつたトクスブリッジ Axbridge のメングロ＝サクソン諸王に関する文書には、「一五〇〇年」彼の [メングロ＝サクソン諸王] がメンズベッジ御料林のあたりで、避暑に興じたものだつた (Interdum aestivabant circa forestam de Mende) ようと伝承記録が残るべつ。右にみたチュダアの特許状は、チュダア御料林における蚕食行為ないしは樹木の乱伐を防ぐため、林務官たるに必要な実地検分を義務づけてこねば、いへしだといへば國王ステイーガンの御料林行政に対する積極的な関与が看取れるべ。

開墾や御料林の重要性については、ステイーガンのみならず女帝マティルダも十分に認識してこたようと思われる。

女帝マティルダのいわゆる第一特許状には、「かつ、彼〔ジエフリ・ル・ヤノドヴィル〕自身とイングランド全土の彼のすべての臣下が、〔樹木の〕乱伐、林務官たる〔によぬ干渉〕、そしてジエフリが余の家臣となる日までに、彼自身の封地においてなやれていた開墾から平穏たぬ」と、「懲らしむ」。かへ、その口ひ隆なわれた開墾地については、今後、耕作及び鋤耕をおこなひしめ罰せられり」とせざるのむやめ」(Et ut ipse et omnes homines sui per totam Angliam sint quieti de wastis forestariis et assartis que facta sunt in feodo ipsius Gaufridi usque ad diem quo homo meus devenit, et ut a die illo in ante omnia illa essarta sint amodo excultibilia et arrablia sine forisfacto.) ルニハ一項田が令せられたこと<sup>(35)</sup>。

女帝マティルダは一一四一年の夏には既にウェストミンスターに到着しており、ロンドン市への入場にてヒロハン市民と交渉を開始して云だ。ヒルズによると戴冠式や塗油の計画も練られていたかも知れない。少なくとも、ロンドン入場後に挙行される戴冠式については、その計画がたてられていたものと推察される。ジエフリが女帝マティルダに忠誠を誓い、マティルダがジェフリのために上述した第一特許状を発行したのはまさに、この一一四一年夏、ウェストミンスターにおいてであった。当特許状のなかでマティルダはジェフリと彼の相続者にエセクス伯領、ロンドン塔および他のロンドン在の諸城の管理権、エセクスの州長官職ならびに地方判官職その他を授与し、右にみたような開墾等の御料林にかかる権利も付与したのであった。ジェフリ・ル・ヤノドヴィル本人のみならず、彼の家臣も御料林内においておこなつていた開墾と権利侵害に対するあらゆる刑罰を免れ、自由な耕作が認められている」とは、被譲与者の側からすればじつに有益な特権と映つたにちがいない。そうでなければ科されるであろう罰金の支払いを特権授与によって免れることができたからである。

なお、女帝マティルダの第一特許状には、かかる開墾規定と同様に、一定の期限を設定し、ジェフリとその家臣たちの過去における犯罪を赦免する規定、すなわち「彼自身と彼のすべての臣下が、彼が余の家臣となる前に、余と余の相

続者に對してはだらうたわぐれの犯罪と廻去のやぐれの悪意に満ちた行為から平穏たぬいふを〔體咎め〕 (Et ut ipse et omnes homines sui sint quieti versus me et versus heredes meos de omni fortisfacto et omni malevolentia praeterita ante diem quo meus homo devenit.) ところ規定の命がねてこぬるいふを仕留めておるべ。

次に、ヤクバヘヤー<sup>(1)</sup>で發行されたこのおもい女帝マティルダの第一特許状は、マーシャリ・チザノールによれば、ウェヌス<sup>(2)</sup>ンスターで發行された第一特許状を補足する性格のものであつた。讓歩事項は拡大され、第一特許状によつて既に授与された諸々の権限に加えて、マティルダはジエフリにロハーナ、ノーブルセックス、ハーフォームシャの州長官職ないびに地方判官職を授与したが、ひへかの城の管理権やあらたな城の築城権も認めた。そして「われど余はジエフリ由郷と彼のすべての臣下が、ジエフリがアンジュー伯たる余の夫なししは余への奉仕を忠実に遂行する日よりになむおこしたすべての開墾地を、おもきの訴訟かひ由由にして平穏に所有し、かつそいから利益を得ぬいふを同ジエフリに譲るべ」 (Concedo etiam eidem Gaufrido quod ipse et omnes homines sui habeant et lucentur omnia essarta sua libera et quieta de omnibus placitis facta usque ad diem qua service*(io)* domini mei Comitis Andegavie ac meo adhaesit.) ムシテ、第一特許状同様、開墾地の訴訟を免除しておる。

同様の特免事項は、女帝マティルダがオーブリ・ム・ガイアに宛てた次の特許状にも取上げられる。わなわぬ、「わぬに余は（同）伯オーブリ・オーブリと彼のやぐれの臣下が、ヘンジュー伯たる余の夫なししは余くの奉仕を忠実に遂行する日よりになむおこしたわぐれの開墾地を、おもきの訴訟かひ由由にして平穏に所有し、かつそいから利益を得ぬいふを譲るべ」 (Concedo etiam [eidem] Alberico Comiti quod ipse et omnes homines sui habeant et lucentur omnia essarta sua libera et quieta de omnibus placitis que fecerant usque ad diem qua servitio domini mei Comitis Andegavie et meo adheserunt.) ム。女帝マティルダがジエフリ・ム・マハムチャルないびにオーブリ・ム・ガイア宛に發行した上記の特許状は、シヤヌムマティルダ本人なこしばその夫アンジュー伯ジエフリ・ム・

を境に、その時までになされたいた開墾とその訴訟を赦免してくる点が特徴的である。つまり、有力諸侯の自派の取り込みの一手段として御料林特権も「カーネル」で使われていたとするところである。

やがて、女帝マティルダが、一一四一年あたりには彼女の側に鞍替えしていったウイリアム・ズ・ビーチャム William de Beauchamp はおいて、ウースタ城や廸長 (Constable)、分配役 (Dispenser) へこつた要職となり「ウースタの州長官職などに御料林をそのすべての付属物と共に、世襲封土ならびに相続地として、彼の父ウォルタ・ズ・ビーチアムが納付していただのと同じ請負額で彼に授与し、かく返還した」 (*Dedi ei et reddidi vicecomitatum Wigornie et foestas cum omnibus appendicis suis in feodo et hereditarie per eandem firmam quam pater eius Walterus de Bellocampo inde reddebat.*) といふれば、御料林の重要性が認識されただといふがなんでもある。ウイリアム・ズ・ビーチャムばいねのふのふを揃えに、女帝マティルダの「専従的家臣」 (*ligius homo*) となつたのである。<sup>(73)</sup>

(表2) 開墾会計記録 (1155年)

州	請求額		
	£	s.	d.
Berkshire	19	7	6
Dorset	6	12	0
Essex	215	18	0
Hampshire	27	5	0
Leicestershire	3	2	0
Northamptonshire	65	16	0
Nottinghamshire and Derbyshire	95	10	0
Oxfordshire	10	0	0
Shropshire	60	0	0
Somerset	6	10	0
Staffordshire	127	0	0
Wiltshire	41	16	0
Worcestershire	88	16	0
Yorkshire	114	5	0
総額	882	8	4

(出典) E.M.Amt, "The Forest Regard of 1155", *Haskins Society Journal*, 2, 1990, p.191, Table 1. もとの史料は、*The Red Book of the Exchequer*, ed., by Hubert Hall (Rolls Series, 1897), part II, pp.648-58.

ところで、先にみた何枚かの特許状からも明らかのように、エセクスの御料林地域では一二世紀前半にかなりの開墾が進展していたものと推測される。そうした開墾地の財政的重要性は、間接的ながらヘンリイ一世治世初期の一五五年に実施された査察 (regard) からも看取できる。『財務府の赤書』(Red Book of the Exchequer) には、この査察の結果イングランドの一五の州において科された罰金 (請求額) が記されている (表<sup>2</sup>参照)。請求された罰金のうちどれだけの額が実際に王庫に払い込まれたのか、あるいはどれだけの額が徵収を免除されたのかについては不明である。だが、『赤書』に記されている八八二一ポンド八シリング四ペニスという請求総額には目をみはるものがある。このとき、エセクスの州長官が同州の開墾地についておこなつた会計報告によれば、その額は一一五ポンド一八シリングであり、全体のおよそ一五%に相当する。ちなみに一〇〇ポンドを上回る金額を報告しているのは、スタッフォードシャ (一一七ポンド) 及びヨークシャ (一一四ポンド五シリング) の二州にすぎない。エセクスの御料林収入の大きさがうかがえよう。<sup>(24)</sup> さらに、一一六八年には、エセクスにおける開墾、御料林の荒廃、罰金として一〇四ポンド以上もの金額が納付さるべきものとしてパイプ・ロウルに記載されているのである。<sup>(25)</sup>

ヴィンセントによれば、エセクス御料林関連の開墾許可状は一ダース余り存在しているが、これはイングランドの他の諸州における許可状をすべてあわせたものに等しいという。こうした特許状は、従来は“無力”な国王ステイーヴンが広範囲にわたる蚕食を阻止することができなかつたことの証左であるとされてきたが、ヴィンセントによれば、終始警戒を怠らないステイーヴンの積極的な御料林行政のあらわれと見做すことも可能であり、少なくともエセクスについてはそうであるという。<sup>(26)</sup> いずれにせよ、ステイーヴンそして女帝マティルダとともに御料林行政に無関心でなかつたことは確かであり、ときにステイーブンの関与が積極的ですらあつたことは、以下の事例からもうかがえる。

既述の【史料③】においてみたように、ステイーヴンはオクスフォード自由憲章の発布直後の一一三六年に、ヘリフォード司教にヘンリ一世によって御料林に指定されていた森が返還されるよう命じていた。しかし、実際には当令状

が交付されてからおよそ一〇年余りの歳月が経過しても、まだ司教の手には森が返還されていなかつたのである。といふのも、一一四五×四八年にスティーヴンがグロースタ市長に宛てた令状は、一一三六年のそれとまったく同じ文言で、ヘリフォード司教への森の返還を命じてゐるからである。<sup>(7)</sup>この令状は、ヴァン・ケーネヘムが陪審制の起源に関連して、国王による事実審理の一例として挙げていらむのであるが<sup>(8)</sup>、スティーヴンの御料林行政の一端を反映するものとしても見のがせない。

わいに付言すれば、スティーヴンの関心はエセクス一州に限られていたわけではなかつた。既述のチエダア特許状はその一例にすぎず、一一三六×九年の特許状では、スティーヴンはヨークの聖堂参事会会員が御料林地域内にあつて彼の聖職禄の一部を構成していた森において、放牧地、蜂蜜、枯木その他をヘンリ一世の時代と同じように保持するいふを認めている<sup>(9)</sup>。同様に、一一三六×五四年の特許状において、ノッティンガムシャのザザル大聖堂Southwell Minister 参事会会員が、彼らの聖職禄であつた森の恒久的な管轄権を保持し、必要なものをその森から取得するいふを認め、林務官たちに対しても、それらの森から何かを取得もしくは売却するいふことを禁じた (Et prohibete forestariis nostris ne inde capiant vel vendant.)<sup>(10)</sup>。ザザル聖堂参事会会員のために発行された当特許状は、ノッティンガムシャの大領主ウィリアム・ペヴァレルWilliam Peverel' ノッティンガムシャの州長官なればに同州の役人たちを宛名人として出されたもので、デイヴィット・クルックによれば、同州で権勢をもつっていたウイリアム・ペヴァレルが御料林法を強制的に押しつけていた可能性があり、スティーヴンはそうしたウイリアムの強権発動を抑え、参事会会員の利害をまもつべくしたのであつた<sup>(11)</sup>。

また、一四六年頃、スティーヴンはヨークの聖ペテロ施療院に対し、ヨークシャの全御料林地域において (per totam forestam meam) 彼らが家屋建設のために必要とされる木材や羊の放牧場その他を、林務官の干渉を受けぬゝとなく取得するいふを認めた<sup>(12)</sup>。わいに、スティーヴン王治下の一五三年一月×四月、ノルマンディ公にしてアンジュー

伯のヘンリイはチエスタ伯ラナルヘRanulphにスタッフオーデシャを贈与したが、その際カノック御料林を除外し、みずから手元に保留してヘいた (*excepto foresto de Can(n)oc quod in manu mea retineo.*)<sup>(23)</sup>。これらの事例は、スティーヴン王治下にあつては、必ずしもエセクスの御料林だけが関心の的であつたわけではなかつたことを例証している。

## むすびにかえて

以上検討してきたことを「ごく簡単にまとめ、今後の課題を若干述べてむすびにかえたい。まず、御料林法の厳しさ、あるいは刑の殘忍さということに關していくえば、從来それがあまりに誇張されてきたきらいがあることは否めないであります。本稿で用いた史料は年代記やアサイズに限られたが、御料林犯罪者に対する刑罰とされている死刑や両眼剔出、四肢切断、去勢といった生命身体刑それじたいは決して御料林法に固有のものではなかつた。そして、現実には少なくともヘンリイ一世治世以降は、罰金刑が大勢を占めていたように思われる。<sup>(24)</sup> したがつて、御料林法の殘忍性を強調する從来の見方は、いささかせ偏倚バイアスがかかりすぎていたといえるであろう。また、ごく限られた事例しか呈示できなかつたが、御料林裁判においても、コモン・ロー上の手続き同様、熱や水による神判あるいは決闘審判による審理方式も採用されていたことが明らかである。御料林法の實際の運用については、御料林裁判記録などを通じて、別途検討をかさねてゆく必要があることはいうまでもない。それはまた、御料林法の規定にいう生命身体刑と實際の運用との乖離を見極めることにもつながるであろう。今後の課題としたい。

次に、エセクスでは一二世紀前半期までには南西部から北東端に至るまで、かなりの地域が御料林の指定をうけていたものと推測されるが、その正確な範囲はつかめない。明確なのは、一一〇四年以降エセクスの北部地域が御料林の指

定区域から除外されたということである。第三節でみたスティーヴン治世期の御料林行政をふりかえってみると、くも第二節でとりあげたエセクス御料林に関する特許状が他州に比べて数多く残されていることが明らかとなつた。とりわけ注目されるのは、それらの特許状に開墾の許認事項が含まれているという事実である。このことは当時における開墾の進展ないしは開墾に対する関心の高まりを反映していると思われるが、と同時に、ワインセントが主張するように、御料林法が注意深く施行されていたことを示唆している。わが国においては吉武憲司氏がつとに明らかにしているように、エセクスはサフォークとならんとノルマン征服以来、ブーローニュ伯領の中心地域を成していた地域であり、いわゆる内乱期の統治・行政において重要な意味をもつた場所であった。<sup>85</sup> スティーヴンの発行した御料林関係の特許状がエセクスに集中しているのも、スティーヴンの権力基盤が同州にあり、エセクスが同王の支持基盤となつていたことと決して無関係ではなかろう。しかし、この点についてはエセクス御料林の実態（裁判収入その他、王室財源としての価値など）をさぐつてみる必要があり、本稿で扱つた特許状史料では限界があるといわざるをえない。ジュディス・グリーンの内乱期の資金調達を扱つた論考<sup>86</sup>でもエセクスの重要性は指摘されているものの、御料林収入の実態については言及されていない。

また、スティーヴン治世期の御料林関係の特許状の多くがエセクスに関係していたとはい、そのことはエセクス一州の御料林だけに注意が払われていたことを意味しない。本稿でみた如く、ノッティンガム、ヨーク、サマセット、シユロップシャ、スタッフフォードに所在する御料林にもスティーヴンの関心は向けられていた。御料林の重要性は、スティーヴン治世期にあつても充分に認識されていたというべきであろう。

以上のことを勘案すると、ヴィンセントの主張するように、スティーヴンはこれまで考えられてきた以上に御料林法の施行に積極的であったといえるのではないだろうか。史料的制約はあるものの、少なくとも御料林法の大幅な弛緩はみられなかつたようと思われる。もしもそうであるとすれば、チャールズ・ヤングのようにスティーヴン治世期の御料

林行政を“崩壊 (breakdown)』のふといふじで止付けてしまふ捉え方は再考の余地があらへるが、筆者(87)の問題は、従来の“アナーキー”的なストライゲン治世觀の修正をせまゐ論議とも深く関連してゐる。

むいふもステイゲンの御料林行政が、いかにも考へられてきた以上に積極的なものであつたとして、ふの程度積極的であつたところのかんこへりとに關しては、筆者はより一層立ち入つた検討の必要性を感じてゐる。この問題に答えるためには、ハンリ一世ながらハニリ一世治下における御料林行政をも視野に入れて比較・検討をおこなふ、そのうえであつためてストライゲン治世期の御料林行政をふりかえつてみる必要があらへ。それは同時に、御料林行政の「繼続性」を認へるむじめある(88)。それが底どひこそは現在の筆者の能わざぬむじめである、他曰を期したい。

## 結

### 【参考文献】

- Monasticon: Monasticon Anglicanum*, originally published by Sir William Dugdale, A new edition, by J.Caley, H.Ellis and Rev.B.Bandinel, 6vols, London, 1817-30.
- Pipe Roll 31 Henry I : Magnum Rotulum Scaccarii, vel Magnum Rotulum Pipae de Anno Tricesimo-Primo Regni Henrici Primi*. Edited by Joseph Hunter, Public Record Commission, London, 1833.
- Regesta, iii: H. A. Cronne and R. H. C. Davis ed., Regesta Regum Anglo-Normannorum 1066-1154*, vol. III, Oxford, 1968.



- p.323) <ハニ|主のトキヤバヒウシテ、ルスミタヌムシムアリ題ドキニ、ルスダニJ.C.Holt, "The Assizes of Henry II: The Texts" in *The Study of Medieval Records*, ed., by D. A. Bullough and R. L. Storey, Oxford, 1971, pp.85-106 ; D.Corner, "The Texts of Henry II's Assizes", in *Law Making and Law-Makers in British History*, edited by Alan Harding, London, 1980, pp.7-20参照。、  
 (23) Constitutions of Assize トヘ「1169年 Constitutions」トヘがふつは「國方敬同・直江眞一 順『史林』が語り  
 壮主トロハズ」日本翻訳「1169年 Constitutions」  
 (24) R.C.Van Caenegem ed., *English Lawsuits from William I to Richard I*, vol. II, London, Selden Society, 1991, no.503.  
 (25) *Pipe Roll 14 Henry II*, p.160.  
 (26) *VCH Wilshire*, vol.IV, p.436. トヘ「大半の権利本源回収事例トヘ」  
 Neville Family in England 1166-1400, The Boydell Press, Woodbridge, 1996, pp. 10-11参照。  
 (27) J.Green, *op.cit.*, p.128.  
 (28) H.G.Richardson, and G.O.Sayles, *The Governance of Mediaeval England from the Conquest to Magna Carta*, Edinburgh, 1963, p.446.  
 (29) W.Stubbs, ed., *Select Charters*, 9<sup>th</sup> ed., Oxford, 1913, p.99. トホ、本稿で扱う時期の刑事法の生成による刑罰の特殊化トヘ「司法裁判所トヘ」、刑罰「11世紀マニスターの權力機構の刑事法制度」(1) (1) トホ『法書』  
 国王一員「田(一大地)」ルスミタヌムシムアリ章第33節は詳説されてゐるが、11世紀中には生じた制裁形態の転換トヘの帰結に關する叙述を参照ねだる。  
 (30) G.N.Garmonsway, *op. cit.*, p.213.  
 (31) *Ibid.*, p.232.  
 (32) *Ibid.*, p.254.  
 (33) *Ibid.*, p.255.  
 (34) M.Blackburn, "Coinage and Currency under Henry I:A review", *Anglo-Norman Studies XIII*, 1990/1991, pp.64-73; C.W.Hollister, *Henry I*, Yale University Press, 2003, pp.354-5.  
 (35) *Pipe Roll 31 Henry I*, p.42 : M.Blackburn, *op. cit.*, p.64.  
 (36) *Ibid.*, p.136.

- (35) Ymagines Historiarum, in Ralph de Diceto, *Opera Historica*, ed., William Stubbs, (Rolls ser.,1876) vol.I, p.434; R.Bartlett, *England under the Norman and Angevin Kings 1075-1225*, Oxford, 2000, pp.184-5.

(36) *The Treatise on the Laws and Customs of the Realm of England commonly called Glanvill*, ed. and tr. by G.D.H.Hall, Oxford Medieval Texts, repr., 2002, p.3. 『ハシタカニテ「壬申ヘハヘンシム國の法ハ眞理」給本體ハ眞理、昭和廿一六年九月廿四日』

(37) 「Primum defendit quod nullus ei forisfaciat de venatione sua nec de forestis suis in ulla re ; et non vult quod confident in hoc quod habuerit misericordiam de illis propter eorum catalla huc usque qui ei forisficerunt de venatione sua et de forestis suis. Nam si quis ei amodo forisficerit et inde convictus fuerit, plenariam vult de illo habere justitiam qualis fuit facta tempore regis Henrici avi sui.' in W.Stubbs, ed., *Select Charters*, 9<sup>th</sup> ed., Oxford, 1913, p.186. 〔註〕「セリ闇連ヒテ御檍「壬申ヘハヘンシム國の御森林制度—國政取締並みたゞの特質」題アリ「川の御檍」『眞田忠教』第88章。 1691年、ハガーハウス〇頁参考。

(38) William of Newburgh, *Historia Rerum Anglicarum*, in *Chronicles of Stephen, Henry II and Richard I*, ed., R.Howlett, Rolls ser., vol.I, 1884, p.280.

(39) Y.J.Serovayskaya, "Royal Forests in England and their income in the budget of the feudal monarchy from the mid twelfth to the early thirteenth centuries" in *European Woods and Forests Studies in Cultural History*, edited by Charles Watkins, Department of Geography, University of Nottingham, 1998, pp.33-38.

(40) William of Malmesbury, *De Gestis Regum Anglorum*, ed., W.Stubbs, (Rolls ser., 1887-9) vol.II, p.487.

(41) P.Morant, *The History and Antiquities of the County of Essex*, vol.II, London, 1768, p.61, note [H] Cf.K.C.Newton, *The Manor of Writtle*, London, 1897, pp.97-99, Appendix A (Domesday Statistics of Writtle). 〔註〕メルヘム郡の「壬申羅城」、國方敬同・直江眞一著『中古の羅城と其の変遷』、水書房、1100円。 〔註〕東部の「壬申羅城」、國方敬同・直江眞一著『中古の羅城と其の変遷』、水書房、1100円。 〔註〕「九月廿四日」が詳細な分析を示す。 〔註〕「壬申羅城」の「壬申羅城」は記述されず、英國Writtleは、Writtleへ向かうとある。

(42) Cf. *Domesday Book*, 32, Essex, ed., by J.Morris, Phillimore, 1983, 5b.

(43) H. C. Darby, *The Domesday Geography of Eastern England*, Cambridge, 1952, p.234.

(44) H. C. Darby, *The Domesday Geography of Eastern England*, Cambridge, 1952, p.234.

*Transactions of the Essex Archaeological Soc.*, v(1873) pp.173-207. 及び同上 J.Morris, ed. *op.cit.*,  
(Domesday Book, Essex) 5b.

- (36) *Monasticon*, vol.IV, p.602, note P.
- (37) Miss Fry, *op.cit.*, pp. 173-207; P.Morant, *op.cit.*, vol.II, p.576.
- (38) J.H.Round, *Geoffrey de Mandeville*, p.378.
- (39) *Pipe Roll 31 Henry I*, pp.56-7. ローバル・チャーチ・チャーチ P. Moran, *op. cit.*, vol. II, p. 175.
- (40) *Pipe Roll 31 Henry I*, p.56; J.H.Round, "The Forest of Essex", p.37. フィンチ・トマスによる注釈 P.Moran, *op. cit.*, vol. II, p. 242.
- (41) *VCH Essex*, ii, p.615. ワーリックの賦課 W.R. Fisher, *The Forest of Essex*. London, 1887, pp.21, 29 の如きの論述
- (42) *Pipe Roll 31 Henry I*, p.59.
- (43) J.H.Round, "The Forest of Essex", pp.37-8.
- (44) *Ibid.*, p.38.
- (45) *Regesta*, iii, no.32. ワーリックの *Regesta*, iii の記述によれば、1111年×1111年=1111年=田地480。
- (46) J.H.Round, *Geoffrey de Mandeville*, p.378; J.Green, *op.cit.*, p.125.
- (47) *Regesta*, iii, no.271. 三井法道『ヘルマン征服と王室へのハーベスト教会』 溪水社、平成八年、111K-7頁参照。だが、この文書はホーリー・チャーチの田地憲章でなされた締約は、教会の協力を得るために国王がトマス・ハーベスト教会にいたる代償である。実際これが教会の諸田地（特権）の憲章（特許状）であった。これはハーベスト R.H.C.David, King Stephen 1135-1154, London, 1967, p. 18.
- (48) Henry, Archdeacon of Huntingdon, *Historia Anglorum*, ed. and tr. by Diarmaid MacCulloch, Oxford, 1996, pp.704-5.
- (49) *Regesta*, iii, no.382.
- (50) Henry, Archdeacon of Huntingdon, *op.cit.*, pp.708-9.
- (51) J.H.Round, *Geoffrey de Mandeville*, p.378.
- (52) *Monasticon*, vol.I, pp.436-7.
- (53) *Regesta*, iii, nos.31-38; J.Green, *op.cit.*, p.252.



翻訳（脚注） ⑥ 聖職者たゞ、通商本部のトムス・ヘンリイー、ルーヴィング。

(65) D.C.Cox, "Two Unpublished Charters of King Stephen for Wenlock Priory", *Transactions of the Shropshire Archaeological and Historical Soc.*, lxi(1989), 58-9. Cf. *Monasticon*, vol.V, p.72.

(66) N.Vincent, *op.cit.*, Appendix I, no.8.

(67) *VCH Somerset*, ii, p.558 ; N.Vincent, *op.cit.*, pp.905-6,912-3. ⑦ トマス・ヘンリイー W.H.P.Greswell, *Forests and Deer Parks of the County of Somerset*, London, 1905 及び J.Collinson, *The History and Antiquities of the County of Somerset*, (3vols.Bath,1791) new edition, Alan Sutton Publishing, 1983, pp.572-77。 ⑧ 聖職者たゞ、通商本部のトムス・ヘンリイー、ルーヴィング。

111聖職者のトムス・ヘンリイーは、通商本部のトムス・ヘンリイー、ルーヴィング。

ed., by A.Warkin, *Somerset Record Soc.*, vol.I, 1944, pp.177-8。 ⑨ トマス・ヘンリイーの通商本部のトムス・ヘンリイー、ルーヴィング。

(68) *Regesta*, iii, no.274.

(69) M.Chibnall, *The Empress Matilda*, Oxford, 1991, p.103.

(70) *Ibid.*, p.109.

(71) *Regesta*, iii, no.137.

(72) *Regesta*, iii, no.634.

(73) *Regesta*, iii, no.68; J.H.Round, *Geoffrey de Mandeville*, Appendix L; H.W.C.Davis, "Some Documents of the Anarchy", in *Essays in History presented to Reginald Lane Pole*, ed., by H.W.C.Davis, Oxford, 1927, pp.168-189, esp., 168-172.

(74) Emilie M.Amt, "The Forest Regard of 1155", *Haskins Society Journal*, ii(1990), pp.189-95; *idem*, "The Accession of Henry II in England", The Boydell Press, 1993, ch.10. ハヤク八の聖職者たゞが、多額の罰金が意味する。

セント・ヘンリイー、ルーヴィング。

(75) *Pipe Roll 14 Henry II*, p.44.

(76) N.Vincent, *op.cit.*, pp.91-3-5.

(77) W.W.Capes, *Charters and records of Hereford cathedral*, Cantilupe Society, xlili, Hereford, 1908, pp.8-9.

(78) R.C.Van Caenengem ed., *Royal Writs in England from the Conquest to Glastonbury*, London, 1959, p.65; 翻訳 『ヘンリイーの聖職者たゞ』 三川出版社 1971年 188頁。

- (79) *Regesta*, iii, no.977.

(80) *Regesta*, iii, no.831.

(81) D.Crook, "The archbishopric of York and the extent of the forest in Nottinghamshire in the twelfth century" in *Law and government in medieval England and Normandy: essays in honour of Sir James Holt*, edited by George Garnett and John Hudson, Cambridge University Press, 1994, p.334.

(82) *Regesta*, iii, no.992.

(83) *Regesta*, iii, no.180.

(84) ハタカラダゼー、一ノ田〇年おどりには御料林法の最大の価値は、ルニシヨウトムダムルル財政的収入に存するアベノダム。

(85) トドカニテ、ハタカラダゼーの姫ヨリコトバ。O. Rackham, *Trees and Woodland in the British Landscape*, London, 1976, p.168.  
 ハナヒナカニ御料林の財源化ムツバリムニシカヌム。

古武憲司「ペティーガン治世期国王行政と王妃マチルダ」、イギリス中世史研究会編『中世ヘンリクスの社会と国族』山川出版社、一九九四年所収、一一一頁。なお、ステイーヴン治世期内乱の評価ヨリコトバ、同「一一世紀前期ヘンリクスの財務府の評価をめぐつて」『西洋史研究』新輯一丸、一九九〇年、一五九～一七〇頁;同「一一世紀前期ヘンリクスにおける財務府の形成とその意味」渡辺節夫編『ヨーロッパ中世の権力編成と展開』東京大学出版会、一〇〇二年、一四七～一四六頁を参照。筆者のステイーヴン治世期の理解につれては、その多くを古武憲司氏の諸論辨に負けてこゆが、総體の関係で氏の貴重な業績のすぐれたところ等がいふのがやむこりの如臨へシトム所だ。ヘローリックのヘンリクスは、ハタカラダゼーの多めがトヤクベジキだ。この姫ヨリコトバ。J. H. Round, "The Counts of Boulogne as English Lords" in *Studies in Peerage and Family History*, London, 1901, p. 155及びE. King, "King Stephen and the Anglo-Norman Aristocracy", *History*, vol. 59, 1974, p. 183.

(86) J.Green, "Financing Stephen's War", *Anglo-Norman Studies*, xiv, pp.91-114, esp., pp.100-1, 103. 戒念ながら、ヘイヤの本性 (W. R. Fisher, *The Forest of Essex*, London, 1887) ハタカラダゼー、一ノ世紀のヘヤクヘ御料林の実態ヨリコトバ。

(87) C. R. Young, *op.cit.*, p.12. 同様の異々方達、ハタカラダゼー・ヘヤクヘ御料林の現状ハタカラダゼー。R. Grant, *The Royal Forests of England*, Alan Sutton Publishing, 1991, pp.15-16.

- (88) リの娘にひこでは、やしおだり、吉武憲司「前掲諸論文」がひひ Keith J.Stringer, *The Reign of Stephen:Kingship, warfare and government in the twelfth-century England*, London, 1993参照。
- (89) リの摂合、著者が念頭に持つてゐるGraeme White, "Continuity in Government" in *The Anarchy of King Stephen's Reign*, ed., by E. King, Oxford, 1994, pp. 117-143 である。リの編著のなかでホライス、スティーヴンが蘇我憲章でうだつた改革案がどの程度実行に移されたかは分からぬものの、治世初期においては国王裁判は活発に行われてこだまらでもあると延べ、その事例のひとつとして、本稿でも触れたアラハマトの姫森林裁判をあげておきたい。(Ibid., p. 120.)。

### 〈英文摘要〉

#### Some aspects of the forest administration in England in the twelfth century: A preliminary survey

Shigeki Toyama

The purpose of this article is to survey some aspects of forest administration in England in the twelfth century by examining some chronicles and charters. To consider this subject, this article will focus on three topics.

The first is the issue on the savagery of the punishments of the forest laws. Some chronicles or assizes of the twelfth century mention execution, mutilation or confiscation of the forest offender's testicles as well as eyes. But the harshness of these penalties has been long exaggerated by many historians. The brutality of punishments was characteristic of the common laws as well as the forest laws. Forest offenders were in practice often fined, imprisoned, pardoned or outlawed.

Second is the forest of Essex. Although it is not easy to ascertain the extent of the forest of Essex in the twelfth century, it could be conjectured that even in 1130 the forest extended as far as Langham, which lay on the Suffolk border in the northeast of Essex. It is true too that the Pipe Roll evidence for assarting presents a

very patchy picture of the forest of Essex in the twelfth century. There is one date that can be verified. In 1204 the men of Essex purchased the disafforestation of the area north of Stanestreet for vast sums.

The last topic is the forest administration under King Stephen. There is evidence of assarting in the Essex forest in Stephen's reign. Under Stephen, as under Henry I, the fact that nearly a dozen licences were granted for assarts in the Essex forests suggests an alert administration of forest laws in Essex. Moreover, Essex was by no means unique in the degree of attention paid to its forests. It could be said at the very least that Stephen was more vigorous in his implementation of forest laws than had previously been supposed.